

令和元年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(59日目)

令和元年10月30日(水)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第37号 平成30年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定
について
- 第 2 議案第38号 平成30年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び
決算認定について
- 第 3 議案第54号 永平寺町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第 4 委員会の閉会中の継続審査の申出
- 第 5 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勸太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 奥野正司君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君
- 13番 朝井征一郎君
- 14番 江守勲君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教育	長	室秀典君
消防	長	朝日光彦君
総務課	長	平林竜一君
財政課	長	川上昇司君
総合政策課	長	歸山英孝君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	清水昭博君
住民生活課	長	佐々木利夫君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	吉川貞夫君
農林課	長	野崎俊也君
商工観光課	長	森近秀之君
建設課	長	家根孝二君
上下水道課	長	原武史君
上志比支所	長	山田孝明君
学校教育課	長	多田和憲君
生涯学習課	長	清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局	長	坂下和夫君
書	記	坂ノ上恵美君
書	記	竹内啓二君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時05分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集いただき、ここに59日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第37号 平成30年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

～日程第2 議案第38号 平成30年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第37号、平成30年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてから日程第2、議案第38号、平成30年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についてまでの2件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第37号から議案第38号までの2件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第1、議案第37号、平成30年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私、平成30年度決算への反対討論です。決算及び行政運営についても見ていきたいと思っています。

30年度の決算を見ますと、町民にとって必要な事業があることは率直に認めるところです。

ただ、この年度を見てみると、私の理由の1つは、町内のスーパーの撤退等、町の対応の問題です。

私は、医大前にハニーに出店を町が認めたときから、町内市街地のスーパーのどちらかが撤退することにもつながらないかと指摘してきました。結果、バローの撤退に口実を与え、ラッキーの廃業と、心配していたとおりになりました。県、また町が補助してきた農産物直売所「れんげ」も売上減であえいでいます。この辺、町にも責任があると思うことから、町でラッキー跡地を確保し有効利用をと訴えてきましたが、この年度は、民間のやることだからと町は言ってきました。民間ではあっても町民の生活に欠かせない施設は、町民にとっては公共施設と同じです。これを守る姿勢がこの年には見えていなかったことが第1です。

第2です。幼保再編への進め方の中で見えたものです。周辺地域振興への町の変化が私は見てとれると思っています。保育園や学校など周辺地域からなくすことは地域の存否を左右するもので、保育園などの統廃合につながる、そういう問題については多数決の場にのせることはふさわしくないと私は指摘してきました。やはりその地域のことはその地域の人々が決めるべきだと思っているからであります。時に、町の保育はおくれているとの町長からの発言もありますけれども、私は、本町の保育が他自治体よりおくれているとは全く思っていません。これこそ町の宝だと思っているところです。要は、運営する町側に、例えば保育士の配置や施設の整備のおくれなど、問題をつくってきた原因があると思っています。

一方では、大人の施設はどうでしょう。文化施設は2つあります。山の上にお荷物と言われる施設もあります。これらについては決定的な方向性はまだ示されていません。それらの中で、いわゆる幼保園の統廃合の話が出てくるとは、私は順番が逆ではないかと率直に思っているところです。

それと、この間、周辺地域での小規模宅地への町の取り組む姿勢が急激にしぼ

んでいる。さらには、これらを民間に任せるとの答弁もあるわけです。町主導で小規模宅地の造成となると、保育園や学校の問題に手がつけられなくなるの思いは町にないのか。それでこういうところへの事業推進がおこなわれているのではないかと思えてくるのは私だけでしょうか。幼保等の問題から見えてくるのは、周辺地域の振興への町の姿勢の後退ではないか、これが見てとれると私は思っています。

3つ目です。地域づくりと地域振興の問題です。

高齢化社会で地域を支える組織として町長は必要性を提起し、地域の振興のためにも地域振興組織が必要だとも公約してきました。まさに自立した地域を支える組織づくりへの姿勢は非常に貴重なものだと私は思っています。

しかし、この姿勢も最近では後退しているように思います。全町挙げてこの課題をと言うには、その方向性はまだ見えていません。私は、自主防災組織への取り組みは、その体制づくりも含めて評価しています。これと比べると余計目につくというところでは、まさに、どうしたことか。保育園、学校の再編や適正配置の結論前に、地域組織づくりに力を入れることへのためらいがあるのではないかと感じてしまうのは私だけでしょうか。

4つ目の問題です。ケーブルテレビのしまい方。事務組合の解散と残務処理、残金の処分が30年度に行われました。29年3月末をもって議会を解散、消滅させ、その清算は各自治体……。30年3月でしたっけ。清算は各自治体の議会に任せるとしましたが、移行したはずの議会では、こしの国の事務組合議会で論議したはずとの答弁で終わっていたと私は思っています。このケーブルテレビ議会の幕の引き方、このやり方を認めることは、不都合があったときなど、何でも何の解明もなく始末できることになってしまう、あしき例につながりかねないと思っています。事務組合で最終的な金の行く末まで見届けて解散すべきで、このやり方は私は認められません。

軽自動車税の重加算税の問題が5つ目です。

12年以上軽自動車に乗っていると税が1.5倍になるという、まさに庶民いじめ、低所得者いじめの税金となっています。これは地方税ですから、本当に町にもいろいろ考えてもらうことが必要だと思っています。軽トラなど、買いかえられない実態をしっかりとやっぱり見てほしいと思っています。これは軽乗用車にも言えることです。

6つ目です。指定管理のあり方。

契約の専門の担当が必要だと、ずっと私は言ってきました。さらに、指定管理とはに立ち返り、一度、指定管理の検証が必要だとも言ってきたところです。

今回の決算審議では町長は前向きな発言をしてきましたけれども、この年度に取組みされたことはなかったということから等の理由で、30年度の決算については反対とさせていただきます。一般会計については反対の立場をとります。

さらに、特別会計です。

国民健康保険会計については、県一本化で健康づくり、疾病予防等事業の各自治体の取り組みの評価が曖昧になること。さらに、今後、保険料等の一元化が行われると、県の試算ではかなり増になる可能性があること。これらの理由で、国保会計については、この取り組みはやっぱり本来の国保会計のあり方ではないという立場から反対の立場をとります。

後期高齢者医療制度ですが、これにも反対です。

これは率直に、いわゆる保険税の負担増があったこと。さらに、低所得者への軽減の割合が9割軽減から7割軽減と3倍増になっていること。この理由で反対であります。

介護保険であります。

もう一言で、消費税が導入されて30年、10%になる前の話でもいいですが、約300兆円が集められました。社会保障の充実のためと言われてきましたが、これもほぼ介護難民が生まれる。特に施設に入ろうと思うと、それなりの収入がないと国民年金等ではもう入れない事態になっている。こういうことを考えますと、本当に制度がどうなのか、しっかり見る必要があると思っています。

この間、軽度者切り、また介護保険料、基金があっても引き上げされてきた、そういう問題がありました。そういう問題も含めて、介護保険特別会計についても反対の立場をとっていきます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成30年度一般会計の決算につきましては、現地視察、また第1審議、第2審議と計5日間で十分に審議をしてまいりました。特に、1つは、平成29年度からの継続事業のI o T推進事業の進捗、2つ目に、今後の展開、平成30年度からの事業、永平寺町住まいる定住応援事業の成果見直し、また3つ目には、特

定健康診査事業の受診率、健康福祉施設費の指定管理料について審議を重ねてまいりました。

今回、審議における提言といたしまして、事業成果の把握として、K P Iの設定、実績把握などのより一層の徹底をしていただくこと。また、事業施策の実施でのP D C Aサイクルの運用の徹底。さらには、I o T等の技術導入の取り組みから具体的に実用化への促進等を取り上げていただくよう、これら提言を、次年度の予算、本年度の決算成果の把握に反映していただくことを申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第37号、平成30年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり認定されました。

なお、議案第37号の決算認定に当たり、

1つ、指定管理者制度を活用する事業については、事業所の決算書に基づき、決算認定に関する内容を説明すること。

2、事業の効果については、K P Iに対する実績値を捉え、事務事業の成果を示すこと。

3、事業の成果については、P D C AサイクルのC（検証）、A（改善）を明確に提示すること。

4、I o T推進事業は、より具体的に実用化を推進すること。

5、将来を見据え、「まちづくり会社」の取り組み、事業を明確にし進めること。

6、空き家バンクの登録を推進して、住まいる定住応援事業の充実・強化を図ること。

7、観光事業については、予算執行だけでなく、費用対効果を十分考慮するこ

と。

以上、7点について、議会として提言いたしますので、今後さらなるまちづくりに生かしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、議案第38号、平成30年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について、自由討議の提案ありますか。

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第38号、平成30年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての件を採決します。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり認定されました。

～日程第3 議案第54号 永平寺町森林環境譲与税基金条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第3、議案第54号、永平寺町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程されました議案第54号、永平寺町森林環境譲与税基金条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴いまして、本町における木材利用の促進など、その施策を実施するための財源として譲与される森林環境譲与税を積み立てる基金を創設するため必要な事項を定めたいので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、この後、担当課より説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決

議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、農林課より、議案第54号、永平寺町森林環境譲与税基金条例の制定についてご説明させていただきます。

これですが、平成30年度の税制改正におきまして森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定されまして、原則、平成31年4月1日から施行されたということに伴いまして、国は、法令で定められた用途のとおり確実に執行するとともに、その実績がわかりやすく公表できるように、市町村においても基金を設置し、事業の執行と財源の管理を行ってほしいということから、本町においても基金条例を制定するものでございます。

条文につきましては、7条から成っております、他の基金条例とほぼ同じ形態をとってございます。

まず、第1条、設置でございますが、森林環境譲与税に関する事業の執行のために基金を設置するというもの。

それから、第2条、積み立てでございますが、基金の原資は森林環境譲与税として、積み立てる額は、一般会計に計上して基金に編入するというものでございます。

それから、第3条、管理でございますが、基金の管理は、金融機関への預金等、最も確実かつ有効な方法で管理するというものでございます。

それから、第4条、運用益金の処理でございますが、基金の運用から生じる収益等は、基金に積み立てまして、必要な事業の財源に充てるというものでございます。

それから、第5条、繰りかえ運用でございます。これは他の基金でも運用してございますが、町長が認めた場合、この基金を歳計現金に繰りかえて運用することができるというものでございます。

裏面お願いします。

続きまして、第6条、処分でございますが、これは、第1条に規定する施策を実施する場合に限り、基金を処分することができるというものでございます。

それから、第7条、委任でございますが、この条例以外に基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるというような内容でございます。

以上、簡単でございますが、条例の内容の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより第1審議を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 町の森林環境譲与税基金条例の制定ですが、僕は、この基金を設けて積み立てるということに反対するものではありません。

ただ、一つだけ確認しておきたいのは、基金に積んでこのお金を活用するというのは、普通の予算とは違って特別の意味があると私は思っています。使い方については、目的に書いてあるんですが、森林の保全のために、やっぱり事業を重点的に使ってほしいということであるんですが、ここの条文の6条にもね、処分するとき、これは処分という形になりますけれども、「基金は、第1条に規定する施策を実施するために必要な経費の財源に充てる場合に限り」ということがあるので、その辺はきちっと確認しておきたいということを思うんですが。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 基金の使い道でございますが、これは国のほうも、まず森林整備、それから人材育成の担い手確保、それから木材利用の促進、それから普及啓発というふうな形になってございます。基本、本町におきましても、2,618ヘクタールの人工林がございますから、これに森林整備という形でつぎ込む予定をしております。

ただ、意向調査をしまして、集落においては、自分のところで補助金をもらってやるよといった場合はこの森林環境譲与税は使えませんので、補助金でありますから、どうしても自立できないような集落においては、こういった森林環境譲与税を使って森林整備、人工林ですが、そちらのほうにお金を投資していくというふうな形になろうかと思えます。

ただ、その中で、全てが森林環境譲与税を使うということではございませんので、例えば、林道整備に使う補助金のほうに拡充しておりますが、そういったところにも使いたいと思えますし、今後、その木材利用とか普及啓発にも使うというふうな形にはなろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 実は、この森林の整備というのは、集落によって差があると思えます。この森林環境税については、国の配分の仕方は私はちょっと疑問はあ

りますけれども、来た以上はどう活用するかと。その活用の中で、例えば、山林域をたくさん持つ小さな集落もあるわけですね。そういうふうなところ、いわゆる数の多いとか、こんなことを言ったらあれなんです、議員もいるところを含めてですが、声の大きいところ、そういうふうなところへ優先的につけるんでなしに、やはりきちっと全体を見直して、公平に使えるようにしていってほしい。それが基金に積んで、それを処分しながら使うということで、結構みんなの目に触れる機会も多いと思うのでね、そこは十分気をつけてほしいと思っているんですが、その辺は確認できますかね。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 森林、人工の面積でございますが、2,618と言いましたが、既に740ヘクタールほどは補助金をもらって集落の方が対応してございます。

残りの1,800については、金元議員おっしゃるように、小さい集落においては、なかなか採算性がとれないからということで町のほうに委託して、町が間伐等の費用にこの森林環境譲与税を充てていくことになると思いますが、当然全体的なところを見回しましてやりたいと思いますし、一応、国は14年サイクルで全体を回りなさいということになっておりますので、優先順位はちょっとわかりませんが、全体的に見渡してやるというふうな事業でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 実は、この環境条例ですが、税にかかる、いわゆる税が決められて運用されるということが決まる。それと同時に、前も言ってるんですが、山林の管理に関する法律もできているんですね。それは今課長がちょっと触れられましたけど、現実的には、その管理することがなかなかできなくなった山林域について、個人の承諾をとって、いわゆる森林経営ですね。山林経営というんか、森林経営というんか、として成り立つように、40年から60年サイクルで町が管理したところについては、木を更新して、その採算の合う事業にも活用するよという法律になって、そういう事業ができるということになっているんですが、現実的にはこの地域はそういう森林だけではないと。

僕はよく言うんですが、大径木、いわゆる大きい、150年、200年という木を育てている地域でもあるということで、そこは画一的に町として運用するのではなく、その地域の特性を生かした山林経営ができるようにも支援していっ

てほしいと私は思っているのですが、そのことだけはお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） ただいまのご質問でございますが、森林整備の中にいろんなメニューがございます、例えば丸太を搬出するような補助金に充ててもいいですよというふうなメニューもございますから、そういったところを確認しながら本町独自の施策につなげていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第54号、永平寺町森林環境譲与税基金条例の制定についての第1審議を終わります。

第2審議ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

それでは、これより議案第54号、永平寺町森林環境譲与税基金条例の制定について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第54号、永平寺町森林環境譲与税基金条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 委員会の閉会中の継続審査の申出～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第4、委員会の閉会中の継続審査についての件を議題とします。

総務産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

～日程第5 閉会中の継続調査の申出～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第5、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、行財政改革特別委員会、議会改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時39分 休憩）

(午前10時39分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第3回永平寺町議会定例会を閉会します。

令和元年第3回定例会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

議員各位には、去る9月2日の開会以来59日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも、議会運営につきましては、皆様の格段のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、この定例会では、多くの重要議案を審議し、可決承認いたしました。それぞれの議員から都度都度質疑があり、それぞれ回答もありました。

理事者におかれましては、会期中、審議の中における質疑、提案等を十分留意、尊重されるとともに、真に町民の福祉向上のために万全を期されるようお願い申し上げます。

終わりに、今会期中に賜りました議員、理事者の皆様のご協力に対し、衷心よりお礼を申し上げますとともに、今後とも、議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶にかえさせていただきます。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、9月2日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました補正予算を初めとする条例の制定等、重要案件などを慎重にご審議いただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。

また、町政各分野につきまして、多数のご意見とご提案をいただきました。いずれも厳正に受けとめ、現状と課題を認識し、町政発展のため努めてまいります。

でございます。

さて、10月12日、台風19号が強い勢力を保ったまま関東地方を直撃し、上陸前から広範囲で強い雨が降り続け、東日本各地で観測記録を塗りかえるような大雨となりました。被害は、10月28日現在ですが、死亡者88名、不明者7名、堤防の決壊は71河川で140カ所となっております。さらに、25日には、台風21号と低気圧の影響から再び大雨が降り、被害の拡大や新たな被害が発生しております。今もなお、捜索活動や復旧活動が続けられております。

町内においては、大きな被害はなく、台風の影響による救急搬送などの報告もありませんでした。

こうした災害はいつやってくるか予想ができないため、今後も地域との情報共有や警報の伝達など情報提供に努め、安心して暮らせる町となるよう、職員の防災訓練を含め、平時からの準備に万全を期してまいる心構えでございます。

次に、平成18年より続けておりますわがまち夢プラン育成支援事業についてですが、平成30年度までに19団体、28事業について認定を行ってまいりました。

認定してきた団体の中で、永平寺町健康長寿クラブが3年日記を作成、また、福井震災の体験を後世に残すため記録冊子と紙芝居を作成しました。こうした活動が全国老人クラブ連合会会長より表彰を受けております。この健康長寿クラブ会員で構成される福井大震災語り部の会628は、この紙芝居を活用し、町内の小中学校などで上演しており、高齢者の社会参加の取り組みが評価され、内閣府特命担当大臣より表彰を受けました。

また、花谷地区の城山会は、登山道のライトアップ、山頂周辺の環境整備など、住人の創意工夫による地域活動を通じ、地域活性化の功績が認められ、知事表彰を受けております。

そのほかにも、継続的に取り組まれている団体が数多くあります。

今後も、町内で活動する各種団体が、みずからの手で夢を持ってつくり上げる活動を認定し、支援をしてまいりたいと考えております。

結びに、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しいとは存じますが、健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前10時45分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員